

第 8 章 人材の養成・確保と資質の向上等

1 基本的な考え方

福祉サービスは対人サービスであり、サービスの支え手は人です。こうした考え方のもと、質の高いサービスが充分提供されるよう、ホームヘルパーや手話通訳者等の障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える人材を必要かつ十分に養成・確保するとともに、その資質の向上を推進していきます。

質の高い福祉サービスの提供を促進するとともに、障害のある人の適切なサービス選択にも資するため、福祉サービス第三者評価事業を推進していきます。

2 人材の確保等について

必要なサービス量が十分に充足されることを目指し、障害福祉サービスや市町村地域生活支援事業等を支える様々な人材の養成確保を進めていきます。

養成後においても、研修の修了者に岡山県社会福祉協議会が運営する岡山県福祉人材センターへの登録について周知を図るとともに、サービス提供に従事してもらうよう働きかけるなど、人材の確保に努めます。

※ 各種人材養成の目標については、「第 7 章 岡山県地域生活支援事業の実施」の章を参照してください。

3 サービスの質の向上について

福祉サービスの質の向上を図るとともに、障害のある人の適切なサービス選択にも資するため、福祉サービス第三者評価事業を推進していきます。（参考資料 8-1）

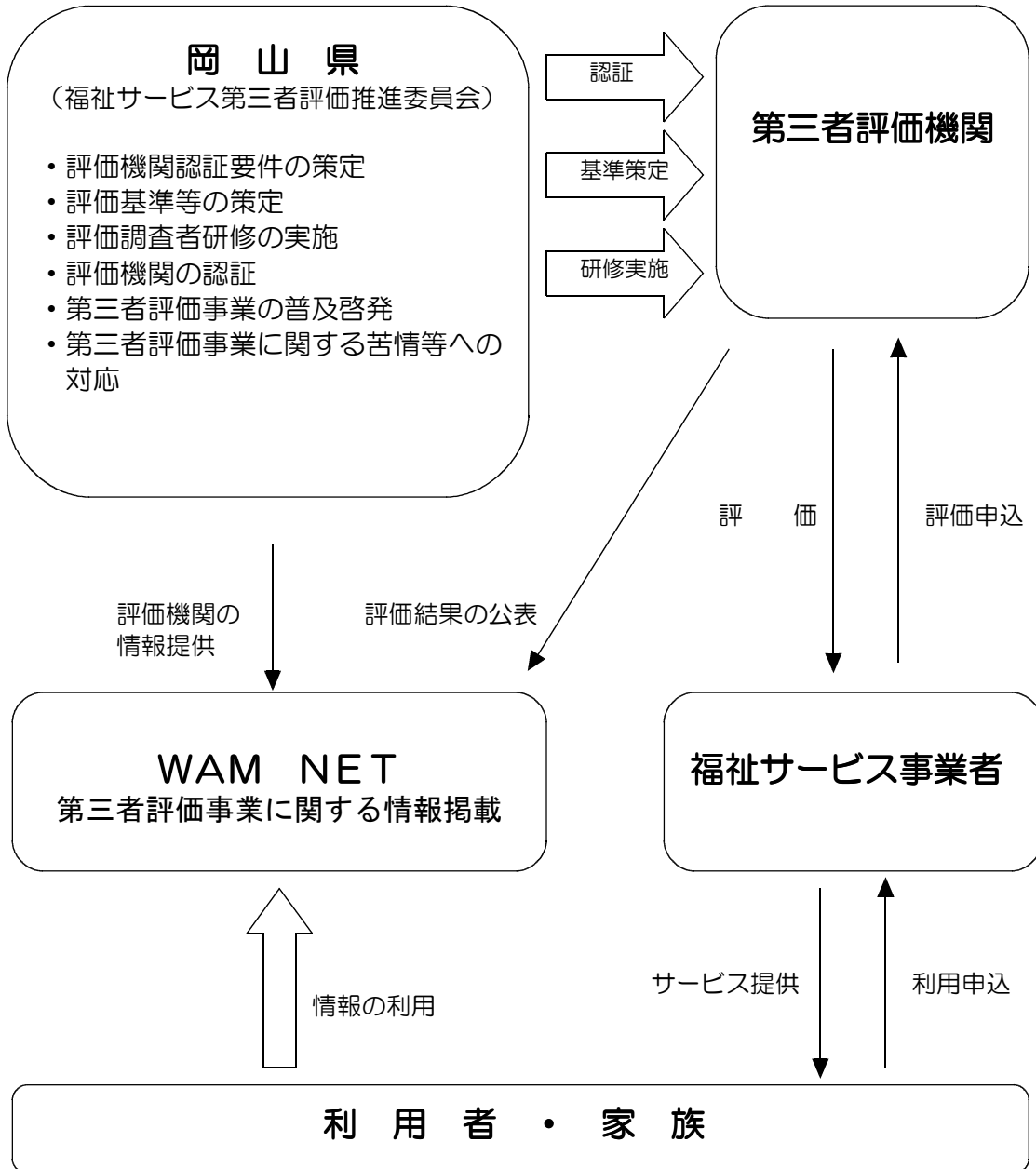
4 障害のある人に対する虐待の防止について

障害福祉サービス等の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業者への指導・監査等を通じて指導を徹底するとともに、市町村が設置する地域自立支援協議会の活用等により、市町村をはじめ関係機関との連携を図り、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応等が図られるよう虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます。

また、平成 23 年 6 月に、障害のある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある人の権利利益の養護に資することを目的として、「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」（通称：障害者虐待防止法）が公布されました。（平成 24 年 10 月 1 日施行）

今後、同法の円滑な施行に向けて、各市町村との連携のもと、遺漏のないよう準備を進めていくとともに、施行後は、岡山県において設置する岡山県障害者権利擁護センター（仮称）を中心に、各市町村の障害者虐待防止センターと連携しながら、虐待防止に向けた取組を推進していきます。（参考資料 8-2）

<福祉サービス第三者評価事業>



- サービス事業者の評価項目例
- ・利用者本位の福祉サービス
 - ・サービスの質の確保
 - ・日常生活支援サービス
 - ・生活環境の整備
- 等

参考資料 8-2 障害者虐待防止法の制定

平成23年6月24日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」が公布されました。（平成24年10月1日施行）この法律の概要は次のとおりです。

目的

○ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の養護に資することを目的とする。

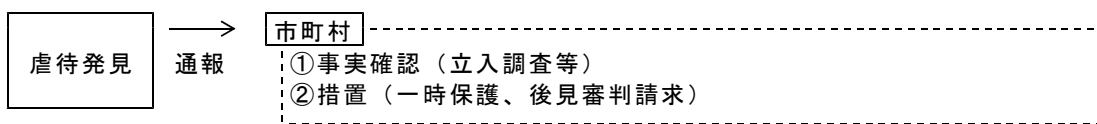
定義

○ 障害者とは：身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
 ○ 障害者虐待とは：①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待

虐待防止策（障害者虐待防止のスキーム）

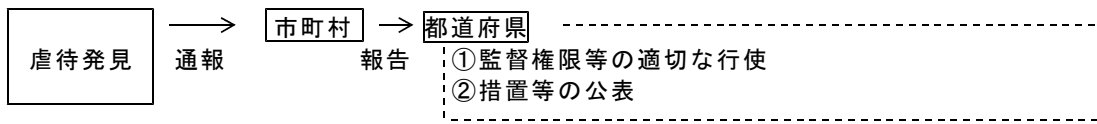
養護者による障害者虐待

〔市町村の責務〕 相談等、居室確保、連携確保



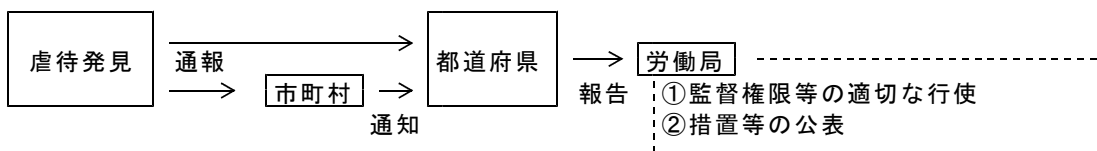
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

〔設置者等の責務〕 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



使用者による障害者虐待

〔事業主の責務〕 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



※ 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じて、この法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律又は高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。